



4 陸経第 8 1 6 号
令和 4 年 1 2 月 2 0 日

全国共済農業協同組合連合会
新潟県本部長 殿

北陸農政局長

令和 4 年 12 月 17 日からの大雪による災害に対する金融上の措置について（新潟県）

令和 4 年 12 月 17 日からの大雪により、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された新潟県長岡市、柏崎市、小千谷市及び魚沼市の被災者に対し、状況に応じ下記の金融上の措置を適切に講ずるよう要請します。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるとともに、新潟県信用農業協同組合連合会及び新潟県農業協同組合中央会と協力の上、貴会会員農業協同組合に対し指導願います。

また、別添のとおり関係機関に要請しましたので御了知願います。

記

1 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

- (1) 共済証書等を焼失又は流失した共済契約者については、り災証明書の呈示その他実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等（以下「共済金の支払等」という。）の利便を図ること。
- (2) 共済金の支払等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

2 業務停止等における対応に関する措置

業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。